

(一関市大東ふるさと分校条例の一部改正)

改正前							改正後								
別表第1 (第11条関係)							別表第1 (第11条関係)								
(単位:円)							(単位:円)								
施設名				単 位	利用料金の限度額		施設名				単 位	利用料金の限度額			
					小中学生	左記以外						小中学生	左記以外		
コテージ (1棟当たり)	宿泊	利用 人員 計	1人の場合	1 人 泊	—	8,400	コテージ (1棟当たり)	宿泊	利用 人員 計	1人の場合	1 人 泊	—	8,800		
			2人の場合		2,630	5,260				2人の場合		2,750	5,500		
			3人の場合		2,100	4,200				3人の場合		2,200	4,400		
			4人の場合		1,840	3,680				4人の場合		1,920	3,850		
			5人の場合		1,580	3,160				5人の場合		1,650	3,300		
			6人の場合		1,320	2,640				6人の場合		1,370	2,750		
			7人の場合		1,160	2,320				7人の場合		1,210	2,420		
			8人以上の場合		1,050	2,100				8人以上の場合		1,100	2,200		
		休憩	1棟		1時間までごとに	2,100		休憩	1棟		1時間までごとに	2,200			
センターハウス	和室	宿泊	利用 人員 計	1人の場合	1 人 泊	—	5,250	センターハウス	和室	宿泊	利用 人員 計	1人の場合	1 人 泊	—	5,500
				2人の場合		2,100	4,200					2人の場合		2,200	4,400
				3人の場合		1,580	3,160					3人の場合		1,650	3,300
				4人の場合		1,320	2,640					4人の場合		1,350	2,700
		休憩	1室		1時間までごとに	1,050		休憩	1室		1時間までごとに	1,100			
		浴室	1人1回 (宿泊者は無料)		160	320		浴室	1人1回 (宿泊者は無料)		160	330			
		交流室	1室1時間までごとに			530		交流室	1室1時間までごとに			550			
	研修室	1室1時間までごとに			530		研修室	1室1時間までごとに			550				

	調理室	1室1時間までごとに	530
寝具利用料金	1人1泊につき	ただし、コテージ及びセンターハウスの利用料金が無料の場合のみとする。	<u>210</u>
焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,050</u>
コインロッカ	1ボックス1回につき		<u>100</u>

備考

1 小中学生（引率者を含む。）が学校行事として利用する場合は、コテージ並びにセンターハウスの「和室」、「浴室」、「交流室」、「研修室」及び「調理室」の利用料金は無料とし、寝具料のみを徴収する。

2～5 [略]

別表第2（第11条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,050</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,150</u>

寝具利用料金	1人1泊につき	ただし、コテージ及びセンターハウスの利用料金が無料の場合のみとする。	<u>220</u>
焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,100</u>

備考

1 小中学生（引率者を含む。）が学校行事として利用する場合は、コテージ並びにセンターハウスの「和室」、「浴室」、「交流室」及び「研修室」の利用料金は無料とし、寝具料のみを徴収する。

2～5 [略]

別表第2（第11条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,100</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,300</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。